

平成23年第3回定例会

鳴沢村議会会議録

平成23年9月12日 開会

平成23年9月21日 閉会

鳴沢村議会

平成23年第3回鳴沢村議会定例会会議録

平成23年9月12日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番	佐藤博水	2番	小林昭一
3番	小林利雄	4番	渡辺久男
5番	渡辺泉	6番	渡邊政司
7番	渡邊明雄	8番	小林茂澄
9番	田中稔	10番	三浦利雄

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋

税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫

福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 佐藤政中

振興課長 渡辺伸一 会計管理者 渡辺安司

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

7、会議事件

報告第 4号平成22年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率について

- 報告第 5号平成22年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率について
- 認定第 1号平成22年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第27号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算(第3号)
- 議案第28号平成23年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第29号平成23年度鳴沢村老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議案第30号鳴沢村地下水資源保護条例の一部を改正する条例を定める件
- 同意第 3号鳴沢村教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 発議第 3号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について
- 請願第 2号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

8、本日の議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第 4号平成22年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率について
- 日程第5 報告第 5号平成22年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率について
- 日程第6 認定第 1号平成22年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第7 議案第27号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算

(第3号)

日程第8 議案第28号平成23年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第2号)

日程第9 議案第29号平成23年度鳴沢村老人保健特別会計
補正予算(第1号)

日程第10 議案第30号鳴沢村地下水資源保護条例の一部を改
正する条例を定める件

◎議長あいさつ

議長(三浦利雄君) 平成23年第3回定例会開会に先立ち、ごあいさつ申し上げます。

3月11日の東日本大震災から、昨日で半年が経過しました。その復旧・復興もままならない中で、今度は台風12号による紀伊半島豪雨災害が発生しました。どちらの災害でも亡くなられた方、行方不明の方、被災された方々に改めてお悔みとお見舞いを申し上げますと同時に、一日も早い復旧・復興を願わずにはられません。

それにしても、原発事故による放射性物質は目に見えないものですから、我々もどうすることもできず、歯がゆい思いをしているところであります。風評被害も続き、食の安全で各国から輸入規制を受けている状況下ですけれども、国内でも店頭から外れている商品もあると聞きます。観光面でも、特に中国人の観光客の減少により、我が道の駅でも8月末で売り上げが11%減少しているという状況であります。恐らくほかでも同じような傾向ではないかなと思います。

我が鳴沢村におきましても、キャベツはダブについて非常に安いということですし、トウモロコシも紋枯病とかという病気で木が枯れてしまうとか、ブルーベリーも平年と比べて1週間遅く、

また終わりは10日早かったというようなことも聞きますし、いい話はないわけでありませう。

当村のみならず、「がんばれ、日本！」で早く元気になってほしいなということを切望しているところであります。

さて、本定例会は22年度の決算認定という大事な案件があります。議員各位には、慎重審議をよろしくお願いいたしたいと思ひます。

開会 午前10時49分

議長（三浦利雄君） ただいまから、平成23年第3回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長あいさつ

議長（三浦利雄君） ここで、村長より定例会招集に際してのあいさつを受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも、こんにちは。

先ほど議長さんがおっしゃられましたように、23年度は東日本大震災に始まりまして、先日の台風12号というような甚大なる災害が起きたわけですが、我が鳴沢村では人災もなく、よかったなと思っているわけですが、いろいろな風評被害等で農産物の安さ、また異常気象による農産物、またブルーベリー等の生産ができなかったというようなことで、経済的には大分落ち込んでいるようではあります。9月定例会を招集いたしましたところ、議員さん全員の参集のもとに開かれることができました。誠にありがとうございます。

ご存じのように9月定例会では、22年度の一般会計並びに特

別会計の収支決算の認定、また23年度の一般会計並びに特別会計3件の補正、また地下水資源保護条例の一部改正等、審議していただく点多々あるわけでございますし、また会期中には、議員の皆さんに研修をしてもらい、並びに村内の村有地の視察並びに村境界の視察等、含まれているわけです。

残暑厳しいわけですが、どうか皆さん方のご協力によりまして9月定例会が閉会できますようお願い申し上げて、開会に当たってのあいさつにさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（三浦利雄君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（三浦利雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、渡邊明雄君、小林茂澄君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（三浦利雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育委員長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり説明員の委嘱、委任について通知がありましたので、ご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については、朗読を省略いたします。

次に、7月12日に第2回県町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議内容についてはお手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には大変ご苦労さまでした。

次に、平成23年第2回定例会において議決した議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成23年第2回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

開催日時は9月7日午後4時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員5名全員と議長、議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

決定された事項については、次のとおりでございます。

1、会期は本日より9月21日までの10日間として、配布してある会期日程表のとおりとすること。なお、15日の村内視察が小雨ぐらいであったら決行ですけれども、大雨等で悪天候の場合は延期する場合もございますので、あらかじめ承知してください。

それから、議案付託は配布してあるとおり議案付託表のとおり

とすることですが、条例の場合は付託と決めてありましたが、今度の場合は字句の訂正だけですので省略したいと思いますので、議案付託は省略いたします。

それから、3、報告第4号から報告第5号は一括報告とすることです。

議案第27号から議案第29号までの一括議題、一括採決をすること。

請願第2号は本会議に上程することとし、発議第3号の意見書の採択により、みなし採択とすることになりました。

それから、今までは委員会の閉会中の継続調査の件は委員会別に議決しておりましたが、今回からは一括採決としたいと思いますのでよろしくお願いします。

それから、一般質問の通告日は9月13日午後1時までとすることです。

以上が決定された事項であります。

なお、閉会中の継続調査申し出につきましては、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出をいたしました。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第2回定例会において議決した建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。建設産業経済常任委員長 小林茂澄君。

（「議長、暫時休憩をお願いします」の声あり）

議長（三浦利雄君） ここで、暫時休憩いたします。

休憩 10時58分

再開 10時58分

議長（三浦利雄君） 再開いたします。

建設産業経済常任委員長（小林茂澄君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成23年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月7日午後2時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員5名全員と議長、職務のために総務課長及び振興課長、振興課土木担当2名、議会事務局書記の出席がありました。

招集に係る事件は、閉会中の継続調査申し出の件のみでしたが、委員会開会前に急きょ村道などの現地視察を行いました。

現地視察後に委員会を開会し、まず所管事務の調査について今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

その後、その他案件といたしまして、大田和の美容室NAP西の道の拡幅、隅切りを行っていただきたいこと、鳴沢木下宅南側の村道を測量していただき、拡幅に向けた交渉を行っていただきたいこと、ジラゴンノコミヤマエレクトロン工場東の側溝の修繕を行っていただきたいこと。

以上を建設産業経済常任委員会として、村へ今後要望したいということに決定いたしました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第2回定例会において議決した

広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。

広報常任委員長 渡辺 泉君。

広報常任委員長（渡辺 泉君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について、報告させていただきます。

開催日時は8月12日午前10時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員4名と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村議会だより第5号（案）について、全国及び県町村議会広報コンクール応募方法の選定及び閉会中の継続調査申し出の件の3件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第5号についてレイアウト、掲載記事、内容等の広報構成を協議し、今日1日に全戸配布をいたしました。

また、第29回山梨県町村議会広報コンクールの広報紙部門と写真部門、また第26回町村議会広報全国コンクールへ発行されている議会だよりを応募することに決定し、県の広報紙部門に議会だより第3号と第5号を、写真部門に第2号から第5号を、全国コンクールには議会だより第2号を応募いたしました。

最後に、閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第2回定例会において議決した鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長、渡邊明雄君。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長（渡邊明雄君） 渡邊明雄です。

ちょっと資料を今日持ってこなかったもので、概略をご報告させていただきます。

事務局から皆さんのほうに連絡がいったと思いますけれども、山梨大学の先生、それから萩原ボーリングの社長をはじめ、数名の方にお越しいただきまして、保健センターで勉強会を第1回目として開催することになりました。

内容につきましては、萩原ボーリングさんにおかれましては、鳴沢村の現在から過去に、現在というか、前に掘ったところの水源の水量とか、いろいろな情報、特に水量が豊富であるというようなご報告をいただきました。

それから、大学の先生におかれましては、UTYでその後、放送がありましたけれども、層が存在することによって水の歴史がいつごろ出たものかということがわかるとか、いろいろな先進地域の報告についての九州のほうでも、何かそういう先進的に水の資源活用についての報告をテレビでやっていること等、教えていただきました。

それで、我々についてもこの件については、また勉強会を持ちたいということで、決定をしたわけでございます。村長を初め、皆さんに参加をしていただきましてありがとうございました。また、引き続き勉強会を兼ねてやっていきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（三浦利雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの10日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月21日までの10日間と決定いたしました。

◎日程第4 報告第4号平成22年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率について

◎日程第5 報告第5号平成22年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率について

議長(小林利雄君) 日程第4、報告第4号平成22年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率について及び日程第5、報告第5号平成22年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率についての2件を一括して議題といたします。

以上、2件について報告を求めます。総務課長。

(「議長、暫時休憩」の声あり)

議長(三浦利雄君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 11時07分

再開 11時08分

議長(三浦利雄君) 再開いたします。総務課長。

総務課長(渡辺千秋君) 報告第4号平成22年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率についてご報告申し上げます。

鳴沢村の平成22年度決算に係る各指標につきましては、実質公債費比率が3.3%となっております。これは、地方債の元利償還金などの実質的な公債費が財政に及ぼす負担をあらわす

指標ですが、この比率が25.0%を超えた場合には財政健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられております。

参考までに、平成21年度の実質公債費比率数値ですが、全国1,750市町村中、71位。県内では、27市町村中1位となっております。

ほかの実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、歳入歳出の差し引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、また、将来負担比率については、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額より、これらに充当できる基金などの財源のほうが大きいため、いずれもマイナス数値となっており、総務省への報告については、お手元に配布した議案のとおり数値なしとなります。

続きまして、報告第5号平成22年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率についてご報告申し上げます。

これは、公営企業の資金不足額がその営業収益に占める割合をあらわす財政指標です。この比率が20%を超えた場合には経営健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられております。

鳴沢村水道事業会計につきましては、簡易水道事業特別会計歳入歳出の差し引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、資金不足比率が算出されません。

以上の普通会計、財政健全化判断比率及び水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告することになっております。

去る9月5日、監査委員による審査を行っていただきました結果、それぞれの議案2枚目の審査意見書最下段にあるように、

是正改善を要する事項としては特に指摘すべき事項はないという意見をいただきましたことを改めて報告させていただきます。また、算定の根拠としてお手元に資料を配布させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

現在のところ、鳴沢村は健全な財政運営がされておるところですが、依然として村税などを中心とした一般財源の減少傾向が続いているため、細心の注意を払い財政運営を図ってまいります。

以上で報告第4号及び報告第5号についての報告を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって報告を終わります。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

**◎日程第6 認定第1号平成22年度鳴沢村一般会計並びに
特別会計歳入歳出決算認定の件**

議長（三浦利雄君） 日程第6、認定第1号平成22年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 認定第1号平成22年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、提案理由をご説明申し上げます。

一般会計及び国民健康保険特別会計など、6つの特別会計に係る平成22年度の決算はすべての会計の歳入総額35億1,923万4,395円、歳出総額32億2,970万9,202円となりました。この歳入歳出の差し引きである形式収支額は

2億8,952万5,193円、形式収支から平成23年度への繰り越しを行った事業へ充当される一般財源8,066万8,000円を差し引いた実質収支額は2億885万7,193円となりました。

詳細につきましては改めて説明させていただきますが、村税を初めとした経常一般財源が減少傾向にある中、行政サービス向上のため国・県補助金のより一層の活用を図ったところでございます。

また、今回の決算の成果を踏まえ、新たに行政課題を発見し、さらに住民の皆さんの行政需要を見きわめた上で、細心の注意を払った財政運営を行っていく所存でございます。

議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で認定第1号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、監査委員から監査結果の報告を求めます。

監査委員、小林利雄君。

監査委員（小林利雄君） 地方自治法第233条第2項の規定により、平成22年度鳴沢村一般会計並びに特別会計の決算審査を歳入歳出決算書、財産関係書類、主要施策の成果及び予算の執行実績報告書により、各所管課長等から説明を受ける方法により平成23年9月1日及び5日に実施し、審査いたしました結果を鳴沢村監査委員条例第8条の規定により意見書として作成し、村長に提出いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成22年度鳴沢村普通会計財政健全化比率及び平成22年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の審査も行い、同法の規定による意見書をあわせて村長に提出いたしました。

詳細については、お手元に配布してあるとおりでございます。

以上で監査結果の報告を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって監査結果の報告を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号平成22年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件につきましては、予算決算常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号平成22年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程第7 議案第27号平成23年度鳴沢村一般会計補正
予算（第3号）

◎日程第8 議案第28号平成23年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算（第2号）

◎日程第9 議案第29号平成23年度鳴沢村老人保健特別
会計補正予算（第1号）

議長（三浦利雄君） 日程第7、議案第27号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算第3号から、日程第9、議案第29号平成23年度鳴沢村老人保健特別会計補正予算第1号までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第27号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算第3号から、議案第29号平成23年度鳴沢村老人保健特別会計補正予算第1号までの3件につきまして提案理由をご

説明申し上げます。

平成23年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに総額2,649万円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を24億6,622万5,000円とするものであります。

歳出の概要につきましては、村道改良事業435万3,000円、社会教育推進事業250万7,000円など、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業の財源として県支出金など特定財源986万9,000円のほか、一般財源として前年度からの繰越金1,542万6,000円を見込んでおります。

なお、今回提出させていただきました補正予算を含む平成23年度予算と平成22年度からの平成23年度に繰越明許をさせていただいた予算の総額は25億7,893万円となります。昨年度同様、予算規模が大きいわけですが、鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第27号から議案第29号までの提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第27号から議案第29号までの3件については、予算決算常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第29号までの3件については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程第10 議案第30号鳴沢村地下水資源保護条例の一部を改正する条例を定める件について

議長（三浦利雄君） 日程第10、議案第30号鳴沢村地下水資源保護条例の一部を改正する条例を定める件について議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（佐藤政中君） 議案第30号鳴沢村地下水資源保護条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

現在制定されています条例について、内容の一部に字句の誤りがあるため、本条例の一部を改正するものであります。

下にページが振ってあります。5ページをお開きください。

左の欄が改正前、右の欄が改正後となり、それぞれアンダーラインの箇所を改正するものです。

改正内容としましては、第19条中の第12条についてですが、勧告に当たる第17条が正しいため、改めるものです。

次に、第20条中の第13条は、処置命令に当たる第18条に改めるものです。

6ページをお開きください。

次に、第23条第1項第1号中の第13条は、処置命令に当たる第18条に。

第15条は、停止命令に当たる第20条に改めるものです。

次に、同条第1項第2号の第16条を原状回復命令に当たる第21条に改めるものです。

最後に、同条第2項第2号中の第11条を資料の提出及び立入調査に当たる第16条に改めるものであります。

この改正は、公布の日から施行するものです。

以上で議案第30号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長（三浦利雄君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は9月13日から20日までの8日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。したがって、本会議は9月13日から20日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、9月21日午後3時20分から本会議を再開いたします。
本日はこれをもって散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年9月12日

議会議長

署名議員

署名議員

平成23年9月21日第3回鳴沢村議会定例会会議録

平成23年9月21日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 佐藤博水	2番 小林昭一
3番 小林利雄	4番 渡辺久男
5番 渡辺泉	6番 渡邊政司
7番 渡邊明雄	8番 小林茂澄
9番 田中稔	10番 三浦利雄

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 佐藤政中
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 渡辺安司

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

7、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 認定第1 号平成22年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件

- 日程第4 議案第27号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算
(第3号)
- 日程第5 議案第28号平成23年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第29号平成23年度鳴沢村老人保健特別会計
補正予算(第1号)
- 日程第7 同意第3号鳴沢村教育委員会委員の任命について
同意を求める件
- 日程第8 発議第3号30人以下学級実現、義務教育費国庫
負担制度拡充を求める意見書の提出に
ついて
- 日程第9 請願第2号30人以下学級実現、義務教育費国庫
負担制度拡充を図るための請願
- 日程第10 一般質問
- 日程第11 委員会の閉会中の継続調査の件

開会 午後3時20分

議長(三浦利雄君) 出席議員が定足数に達しておりますので、た
だいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであり
ます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長(三浦利雄君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、
田中 稔君、佐藤博水君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（三浦利雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

平成23年第2回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、8番 小林茂澄君。

8番（小林茂澄君） 8番、小林茂澄。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組組合議会についての報告をさせていただきます。

平成23年7月13日、午前10時より招集され、第2回定例議会が行われました。議員17名と会議事件説明のために執行部1名の出席がありました。

会議事件は4件で、内容としましては、平成23年度鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組一般会計補正予算第2号について。

歳入歳出に1,130万5,000円を追加するもので承認されました。主に前年度繰越金から予備費に充当となります。

平成23年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計補正予算第1号について。

歳入歳出に90万円を追加するもので、承認されました。主に前年度繰越金から予備費に充当となります。

任期満了に伴い組合長の選挙が行われました。小立地区から小林武氏が当選しました。その後、議長、副議長の選挙が行われました。新議長に鳴沢地区の渡辺久男君、副議長に船津地区の梶原義美君が当選されました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 富士五湖広域行政事務組合議会、4番 渡辺久男君。

4番（渡辺久男君） 4番、渡辺久男。

富士五湖広域行政事務組合議会の報告をさせていただきます。

6月22日午後2時より議員協議会が行われました。4月の地方統一選挙で議員の入れかえがあったためです。顔合わせの各常任委員などの予定者について協議がなされました。

7月7日に臨時議会が行われまして、副議長選挙で西桂町の渡辺隆氏が当選されました。

各常任委員、議会運営委員の補欠選任が行われまして、次に、専決処分報告が行われ、一般会計補正予算、富士五湖聖苑特別会計補正予算で、いずれも減額補正でした。

議案は職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、財産の取得は消防自動車の購入、いずれも可決されました。

監査委員は富士吉田の奥脇和一氏が選任されました。

8月23日に定例議会が行われました。平成22年度一般会計歳入歳出決算認定と富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計歳入歳出決算認定、そして富士五湖聖苑歳入歳出決算認定はいずれも認定されました。

それから、議会運営委員、議会常任委員が選任されました。

以上で富士五湖広域行政事務組合議会の報告とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、8番 小林茂澄君。

8番（小林茂澄君） 8番、小林茂澄。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会、平成23年第1回臨時議会についての報告をさせていただきます。

平成23年7月6日、午後2時より招集され、会議が行われま

した。議員 23 名と会議事件説明のために広域連合長堀内茂君を初め、事件説明のために執行部 10 名の出席がありました。

本会議においては、議席の指定、議長選挙が行われました。指名推選の結果、富士吉田市選出の太田利政君が当選しました。新議長のもと、会期は 7 月 6 日当日限りと決定されました。会議事件は 5 件で、内容としましては山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任についての件、甲斐市の長谷部集君、上野原市の久島博道君、山中湖村の坂本房麿君が選任されました。

山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについての件、昭和町長の角野幹男氏が同意されました。

山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについての件、南アルプス市の柳澤清氏が同意されました。

山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求めることについての件、甲州市の赤松弘和氏、山中湖村の宮本正氏、鳴沢村の小林茂澄、自分ですが、同意されました。

山梨県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の件、指名推選により委員は北杜市、向井孝雄君、甲斐市、小宮山恒三君、南部町、望月久資君、道志村、村田充且君が当選しました。補充員は 1 位、忍野村後藤純一君、2 位、笛吹市堀内義夫君、3 位、小菅村藤木嘉君、4 位、上野原市山川新平君が当選しました。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会の臨時議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 認定第1号平成22年度鳴沢村一般会計並びに
特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（三浦利雄君） 日程第3、認定第1号平成22年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 田中 稔君。

（予算決算常任委員長 田中 稔君 登壇）

予算決算常任委員長（田中 稔君） 9番、田中 稔。

今定例会初日において予算決算常任委員会に付託された、認定第1号平成22年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、その審査経過と結果についてご報告いたします。

12日及び14日、2日間にわたり開催された予算決算常任委員会において付託事件の審査を行いました。委員各位には熱心なご審議を賜り、長時間にわたり精力的に日程を消化していただいたことを改めて感謝申し上げる次第でございます。

付託事件の審査の方法は、一般会計は歳入を一括し、歳出については所属ごとに、特別会計については各会計ごとに歳入歳出を一括し、事業ごとの目的や実績・成果、課題・問題点、今後の方針を含めた具体的な計画の説明を受け、これに対し、それぞれの質疑を行う方法により審査を進めました。

各委員から多くの提言及び指摘、要望がありましたが、その質疑内容につきましては、議員全員が委員であり、ご承知のことと思いますので、詳細についての報告は省かせていただきます。

なお、村当局におかれましては、事業を実施してただ終わるのではなく、事業の目的を明確にし、実績や成果を把握し、課

題・問題点を抽出し、次年度以降の計画に活かすというサイクルを確立していただき、村民の福祉の向上に寄与していただけるよう努力をお願いするものであります。

結びになりますが、審査を行った結果、本委員会に付託された議案について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（三浦利雄君） これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は認定であります。認定第1号は委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦利雄君） 起立全員です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第4 議案第27号平成23年度鳴沢村一般会計補正

予算（第3号）

日程第5 議案第28号平成23年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第29号平成23年度鳴沢村老人保健特別
会計補正予算（第1号）

議長（三浦利雄君） 日程第4、議案第27号平成23年度鳴沢村
一般会計補正予算第3号から、日程第6、議案第29号平成2
3年度鳴沢村老人保健特別会計補正予算第1号までの3件を一
括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算
常任委員長 田中 稔君。

（予算決算常任委員長 田中 稔君 登壇）

予算決算常任委員長（田中 稔君） 9番、田中 稔。

今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案
第27号平成23年度鳴沢村一般会計補正予算第3号から、議
案第29号平成23年度鳴沢村老人保健特別会計補正予算第1
号までの3議案につきまして、審査いたしました経過と結果に
ついてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、本日午後1時30分
に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査であ
りますので、ここで再び審査の状況、経過について述べること
は省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された3議案について、賛
成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（三浦利雄君） これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全

員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号から議案第29号までの3件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第27号から議案第29号までの3件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦利雄君） 起立全員です。したがって、議案第27号から議案第29号までの3件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第7 同意第3号鳴沢村教育委員会委員の任命について同意を求める件

議長（三浦利雄君） 日程第7、同意第3号鳴沢村教育委員会委員の任命についての同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

（村長 小林 優君 登壇）

村長（小林 優君） 同意第3号鳴沢村教育委員会委員の任命について同意を求める件についてご説明申し上げます。

教育委員の小林澄旺氏が今月30日をもって任期満了となることにつき、後任としまして、鳴沢村650番地小林孝氏を任命したいと思います。

ご存じのように、教育、学術及び文化に関し、優れた識見を持ち適任と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。ご審議の上、同意くださいますようお願いいたします。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。
お諮りいたします。

この際、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決しました。

これから同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（三浦利雄君） 起立全員です。したがって、同意第3号鳴沢村教育委員会委員の任命についての同意を求める件は同意することに決しました。

◎日程第8 発議第3号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について

議長（三浦利雄君） 日程第8、発議第3号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてを

議題といたします。

本件について提出者から提案理由の説明を求めます。4番 渡辺久男君。

(4番 渡辺久男君 登壇)

4番(渡辺久男君) 4番、渡辺久男。

発議第3号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について提案理由をご説明申し上げます。

日本はOECD諸国に比べ、1学級当たり児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっております。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

文部科学省が実施した今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小・中・高校の望ましい学級規模として26人から30人を挙げています。このように保護者も30人以下の学級を望んでいることは明らかであります。

新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しております。また、暴力行為や不登校、いじめなど、指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童・生徒や日本語指導など、特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上明記されております。しかし、教育予算については、GDPに占める教育費の割合はOECD加盟国の中で、日本は最下位となっております。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。将来を担い社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇

用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって、政府において、次の事項を実施するよう要望するものであります。

1、小人数学級を推進すること。具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下の学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

3、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣、地域主権推進に対し、意見書を提出しようとするものでありますので、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 請願第2号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

議長(三浦利雄君) 日程第9、請願第2号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願についてを議題といたします。

本件については、既に同一趣旨の発議第3号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてが可決され、その趣旨が達成されておりますので、みなし採択とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり採択されたものとみなします。

◎日程第10 一般質問

議長(三浦利雄君) 日程第10、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡邊政司君から震災時のライフラインの確保についての質問を許します。

6番 渡邊政司君。

6番(渡邊政司君) 6番、渡邊政司。

それでは、震災時のライフラインの確保について、振興課長に

質問いたします。

現在、水道管の老朽化が進み、耐震化もおくれ、全国で亀裂や漏水が年間11億トンに上るとの報告がありました。水道管の老朽化が進み、約3万8,000キロが法定耐用年数40年を既に過ぎていることが日本水道協会の調査で明らかになりました。

鳴沢村は、昔から水の確保に苦勞して、集落は水が確保できる場所から発展してきた経緯もあります。今の生活の豊かさを維持するためには、想定される震度6強相当の揺れに耐えられる耐震適合性を確保する必要があります。

それでは、質問をさせていただきます。

質問1ですけれども、鳴沢村で現在法定耐用年数40年を既に過ぎている水道管は何キロありますか。更新計画とあわせて報告をお願いします。

質問2、現在、震度6強相当の耐震化率は何%ありますか。今後の耐震化計画についても報告をお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） それでは、渡邊政司議員の震災時のライフラインの確保についてのご質問にお答えいたします。

紅葉台水道企業団が解散し、鳴沢村が簡易水道事業の認可を受けたのは昭和50年からであります。水道管の法定耐用年数につきましては、紅葉台水道企業団当時の水道管の延長距離の積み上げた数値はありますが、その当時の工事資料が余り残っていない状況であります。このため工事施工年度の不明な水道管があり、法定耐用年数を過ぎた水道管の延長は今のところ把握できていない状況であります。

現在、道路改良工事に併せて水道管の布設替えや漏水による老朽管を把握し修理、布設替えを行っております。

今後、耐用年数を過ぎた老朽管は漏水の原因になります。簡易水道に移行後の水道管布設工事の資料を整理し、耐用年数を経過した管路の把握に努めたいと考えております。

次に、質問2にお答えいたします。

水道管の耐震に関するご質問のようですけれども、鳴沢村の水道管総延長は、平成22年度現在5万36メートルで、そのうち耐震適合性のある管、これは国のほうで認められているんですけれども、ダクタイル鋳鉄管、K型継手、これは耐震管以外の耐震適合性のある管というものに定義的に含まれております。それらを含めまして、鳴沢村で3万2,606メートルで全体の65.2%になっております。

平成21年度の導水管や送水管などの基幹管路の耐震適合率は全国平均で30.3%ですので、鳴沢村としては高い耐震率だと思っております。

一部報道で山梨県の耐震適合率は9.7%で全国最下位との発表がありましたが、この数値は、平成21年度の耐震化調査のうち、県内17の上水道事業体の数値であり、簡易水道事業の数値は含まれておりません。

耐震化の計画ですが、平成21年度から耐震性の高い熱融着継手ポリエチレン管の採用を始めました。本年度の道路工事に伴う水道管布設工事2路線など今後の新設、布設替え工事は水压等を考慮しながら同管を使っていく計画であります。

以上で渡邊政司議員の質問にお答えいたします。

議長（三浦利雄君） 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番、渡邊政司。

報告ありがとうございます。

紅葉台水道企業団から昭和50年から引き継いだという話を伺いました。昭和50年ということだと、既に36年ですね。

その時期に工事が終わったとしても、既に36年過ぎています。耐用年数でいきますと40年にほぼ近い数字になっておりますので、それも含めた全体の数値というものがありませんでしたら聞かせていただきたいと思います。

議長（三浦利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 今、耐用年数の経過しているものについての把握というのは、昭和50年からのものについてはうちのほうで資料がありますので、それを整理、まとめたいというのが第1点です。

それをまとめて、総延長をうちのほうで把握、これからすると当時からの累計のものは延長距離がわかっていますので、それを差し引くことによって、昭和50年以前のものについては把握できるということで把握したいと思っております。

あとはそれらのものについて、簡水につきましても、やはり独立採算の事業ですので、すべてを水道管、耐用年数が過ぎたらかえるかということにもならないと思っておりますので、それは優先順位をつけて必要な箇所から耐震化の水道管を入れていくという考えでおります。

議長（三浦利雄君） 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番、渡邊政司。

報告ありがとうございます。

あと耐震化率についてですけれども、村のほうで65.2%ということで、全国平均の30.3%に比べてかなり高い数字という報告がありました。ただ、この数字だけ見るとかなりいいと思いがちなんですけれども、先ほど総合センターも30年以上過ぎた管で、耐震性のある管でも水漏れが発生して工事をしたという経緯があります。先ほども話がありましたけれども、限られた財源を有効に活用するためにも耐震化計画の策定が重

要だと考えております。道路の補修工事と併せた耐震化計画の策定をぜひお願いしたいと思っております。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 先ほどの総合センターの件は、敷地内の水道の件でありまして、やっぱり畑とかそういうところを通っている鉄管は錆びるのが早いわけです。そんな状況ですので、全体の水道管とは考え方が違うのではないかと思っております。

以上です。

議長（三浦利雄君） よろしいですか。

6 番（渡邊政司君） ありがとうございます。

議長（三浦利雄君） 続いて、村道や農道整備地の登記状況についての質問を許します。

6 番 渡邊政司君。

6 番（渡邊政司君） 6 番、渡邊政司。

それでは、村道や農道整備地の登記状況について、振興課長に質問いたします。

県内 15 自治体で、公道の登記漏れが少なくとも 3 万 5, 0 0 0 筆あると新聞報道がありました。鳴沢村でも村道拡張の際、土地所有者から寄附を受けて工事が完了していますが、所有権の移転登記が完了していない場合、土地の提供者側が課税面で不利益をこうむるか、相続面において問題が生じる可能性があります。

所有権の移転登記が完了していない登記漏れがありましたら、次の 4 点について報告をお願いいたします。

1 番、路線数、2 番、未登記物件数と分筆登記に必要な測量費用、3 番、登記漏れの発生原因と再発防止に向けての是正対策について、4 番、所有権の移転登記計画について報告をお願いいたします。

特に、完了予定年度等について報告をお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） それでは、村道、農道整備地の登記状況についてのご質問にお答えいたします。

路線数につきましては、現在把握している路線数は村道 38 路線、農道 5 路線です。

未登記件数と分筆登記に必要な測量費用としまして、現在把握している未登記件数は村道で 248 筆、農道で 39 筆で、概算 1 筆当たりの測量費用は 5 万から 6 万、それから分筆登記と所有権移転登記を入れると 1 筆当たり 15 から 20 万の経費がかかると思われまます。

登記漏れの発生原因と再発に向けての防止、是正対策でありますけれども、過去の未登記の事例はやはり相続が完了していないということが一番多かったと思われまます。それで現在は相続登記が済んでいない場合のほかに、法務局の境界の厳格化により工事完成後の道路提供用地の用地測量の際、隣接の土地所有者との境界立ち会いの同意が必須になりました。分筆するに当たり、隣接者の境界立ち会いの同意が必ずつかないと分筆ができないという状況になりました。

しかしながら、道路用地提供者と隣接者の境界に納得ができず、同意が得られない場合には、分筆及び所有権移転登記ができない状況であります。相続登記が完了していない場合や隣接者の同意が得られない場合には、課税面で不利益をこうむらないように拡幅した部分の道路面積を非課税としております。

再発防止に向けての是正対策につきましては、未登記土地の台帳を作成しておき、相続登記が完了した時点で分筆及び所有権移転登記を行います。境界の同意が得られない箇所については、当人同士だと過去の経緯からなかなか同意ができない状況もあ

りますので、相続等により所有権移転が終わった後に、再度境界立ち会いを実施して、同意が得られた時点で分筆及び所有権移転登記を行っていきたいと思っております。

所有権の移転登記計画について、完了年度等を含めてご報告いたします。

現在把握している村道38路線、248筆については、今年度から平成26年度までの4年間で整備を進めていきます。その他の路線については未登記土地の調査を行い、未登記土地の把握に努めていきます。未登記の道路の処理業務は測量会社との協議、道路土地提供者との隣接者の境界確認作業など専門的な知識と時間が必要であります。このため本年度は、臨時職員が業務に当たっていますが、継続的な人員の確保が必要であると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番、渡邊政司。

細かい調査をありがとうございます。

通常、拡幅工事をした場合には、遅くとも3月までには道路工事が完了して、どんなに遅くとも翌年には寄附していただいた方々の所有権の移転が登録完了すると思います。それができていないのが実態かと思えます。一番古いものは過去何年前のものが残っているのでしょうか。

議長（三浦利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 今、把握しているのが、先ほど言いました村道38路線は、平成5年から6、7、8年あたりです。当然、その前の昭和の時代のものも、先ほど言いました相続、例えば法定相続人さんが5人いた場合は、その5人の方の判子をいただかないと分筆できないという状況は、昔と何ら変わって

いないので、そういうものがなかなか遅れていた経過があったんじゃないかとは思っております。

ただ、今回はうちのほうで把握できているのは、その当時のものです。もっと古いものということだと、ちょっと調べていないので今お答えできません。

議長（三浦利雄君） 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番、渡邊政司。

3番のところでは是正対策についてということで質問をさせていただきました。恒久的に対策を打っていかないと、またどんどん移転が未登記の物件が増えてくる可能性があります。当時開始から移転登記完了までの今の手順の中で漏れるようなところがあるのかどうか、その辺を再度お願いします。

議長（三浦利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 今、特に単費での施工工事というのは少ないので、ほとんど社会資本整備総合交付金という国の55%などの交付金を充てている改良工事が多いんですけれども、そうすると国のほうに申請を上げるのは前年度にあげていまして、交付決定が来るのが翌年度になります、その路線の交付決定ですね。それが大体5月から7月ぐらいが、その時の国交省も流れで呼ぶみたいなんですけれども、その時期に交付決定がきますが、その後に測量業務に入りまして、地権者の用地交渉、用地交渉が済んで、ある程度の段階になったところで発注という、交渉が全体の何割、9割以上とかある程度になった段階で、その次の工事の発注ということになるんですけれども、先ほど政司議員さんが3月末ということを言われたんですけれども、そういう日程からいくと、やはり時期的に冬場の工事、寒いときに舗装といってもなかなか製品としてはいいものが仕上がりにませんので、そこを避けてということになると期間がやっぱり限

定されちゃいますので、今回の決算の繰り越しというのがありましたけれども、やはり3月だけじゃなくて、その翌年に入るようなことになります。

ただ、その期間をなるべく翌年に繰り越ししたとしても、早めの時期、ゴールデンウィーク、5月とかそのあたりには、もう仕上げたいと考えております。

議長（三浦利雄君） 次に、観光スポットの創設と村の歴史や文化継承についての質問を許します。

6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番、渡邊政司。

それでは、観光スポットの創設と村の歴史や文化継承について質問をさせていただきます。

鳴沢村第4次長期総合計画の後期基本計画策定に向けて実施した住民アンケートで、観光について、鳴沢ミツバツツジは素晴らしいが、ミツバツツジを前景にした富士山を撮影できるスポットが用意されていないとの意見がありました。豊かな自然に恵まれた村でありながら、鳴沢村をアピールする観光スポットの整備がおくれているように感じます。

今ではビュースポットやパワースポットを新たにつくれば、インターネットや携帯電話で宣伝してくれる時代です。鳴沢村に訪れる観光客をふやすためにも、観光スポットを調査してアピールすることが必要だと考えます。

企画課長に質問いたします。

写真撮影用の観光スポットの調査・設置を考えていますか。今取り組んでいる観光振興策とあわせて説明をお願いします。

続けて、質問2としまして、教育長に質問します。

鳴沢村教育委員会の自己点検・評価シートでの報告で、文化活動の推進がB評価との報告がありました。現在、村外でウォー

キングしていますが、樹海ウォークのルートを鳴沢村内の樹海や林道をめぐるように見直していただければ、村の歴史や文化が体感でき、文化活動を推進させることにもつながると考えます。児童や村民に歴史や文化を体感させる計画はありますか。

以上、回答をお願いします。

議長（三浦利雄君） まず、写真撮影用の観光スポットの件について答弁をお願いします。

企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） 渡邊政司議員の質問についてお答えします。

写真撮影用の観光スポットにつきましては、鳴沢村の観光スポットである東海自然歩道沿いやクリエーションパークの景観整備事業を昨年度実施し、鳴沢村からの富士山が眺望できるポイントを整備しました。東海自然歩道の利用者からは、富士山が見えるようになってよかったとの声を伺っております。

これらは鳴沢村第4次長期総合計画にある東海自然歩道の整備、なるさわクリエーションパーク施設の有効利用の計画に基づき実施したものであります。

また、富士山・富士五湖観光圏の整備計画にもあるとおり、財団法人日本交通公社による評価において最高位の特A級とされ、全国的な誘致力を持つ富士山をはじめ、鳴沢氷穴などの観光資源を有効に活用し、観光振興を進めていく必要があると考えております。

そのため観光スポットの整備も当然必要となりますが、訪れる観光客にとって、鳴沢村全体の景観も重要になってくると考えております。そのため、今年度、景観行政団体へ移行して景観条例・規則の制定、景観計画の策定を行い、住民の景観に対する意識の向上を目指し、行政と住民が一緒に協力し景観を整備

していくことができればよいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番、渡邊政司。

報告ありがとうございます。

ただいまの景観条例ですね、規則の制定という話がありましたけれども、こういった対策で景観がよくなるというのは、家の建てかえとか看板をよくするとか長い期間が必要じゃないかと思えます。10年、20年先を考えた観光振興策でないかと思えます。

来年は富士山が文化遺産登録されるような話があります。その中で鳴沢の氷穴は遺産登録から漏れてしまった経緯があります。このままでは鳴沢村のほうに観光客が余り来ないんじゃないかという危機感を私は持っております。鳴沢村の観光振興に関する国や県の補助があります。それを有効に使って、この村を発展させていくように、ぜひ努力をお願いいたします。

議長（三浦利雄君） この件についてはいいですね。

次に、歴史、文化を体感させる計画の件について答弁をお願いします。

教育長。

教育長（小林三郎君） 渡邊政司議員の質問にお答えをいたします。

文化活動の推進が教育委員会の自己点検・評価シートの中でBというお話ですが、この項目については7項目の中でA評価が3項目、それからB評価が4項目あります。このA、B、Cの3段階評価でありますけれども、評価Bをつけた根拠としては、例えば芸術文化活動の発表の機会の充実という項目がありますけれども、予定していた芸能祭が東日本大震災の影響で中止となったというようなことで、この項目がB、また、これ以外に

も講師やリーダーの発掘、それから養成、人材育成というふうな項目がありましたが、まだ十分ではないということもありまして、この辺がB評価の根拠となっております。

それから、樹海ウォークについてですが、今年8月7日に実施された樹海ウォークは、西湖・それから野鳥の森公園を会場として周辺の樹海を歩き、富岳風穴、それから鳴沢氷穴を經由してゴールをしました。国からの補助金の終了に伴い、この樹海ウォークは今年度をもって終了することが先日の会議で決定されました。

来年度からは、従来の歩け歩け大会に立ち戻って開催していく計画ですけれども、村には、国指定の文化財が6つ、県指定の文化財が4つ、村指定の文化財が6つあります。これら以外にも歴史的・文化的価値の高いものがあると思います。歩け歩け大会等の機会に、村の歴史や文化に触れることができると考えていますので、また、計画を立てるときには、これは社会福祉協議会とタイアップして事業を行っていただきますので、そちらと連携しながら実施できるように取り組んでいきたいと考えております。

案内役としてご協力いただける方がおいでになれば、その際にご協力をいただければとこんなふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 6番、渡邊政司。

ご回答ありがとうございます。

村民や児童に村の歴史や文化を体感させることは非常に重要なことだと考えております。これからも率先してそういった機会をつくっていただくよう協力をお願いいたします。

質問は以上です。

議長（三浦利雄君） これにて渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、渡邊明雄君からの交通渋滞についての質問を許します。

7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 7番、渡邊明雄。

交通渋滞、観光地でちょっと皆さんから出ているんですけども、特に吉野荘の前を通るんですけども、日曜日に紅葉台の辺からこっちに道の駅を通って来ると非常に込んで困っておるんです。それで、あそこの139号線ひばりヶ丘交差点の信号から、今言った鳴沢の歩道橋までの約2キロの間に信号が4ヶ所あって、これは交互にばたばたやっているんですが、これで大分渋滞するようになったと。これは村にお願いするというよりも国とか調査してお願いできれば一斉に4ヶ所どんとあけて、どんと閉まればスムーズになるのではないかと。土日だけでもいいので、多少住民のほうのあれも、今もかなり相当待っていてするような状況ですので、こういうことが調査とか依頼ができるものかどうか。ちょっと国に対してのお願いとか、国道ですからね。ちょっとそれをして、できたら非常にうれしいんですけども、その辺のご回答をお願いします。

議長（三浦利雄君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） 渡邊明雄議員のご質問についてお答えいたします。

ご質問の信号機の件につきまして、富士吉田警察署交通課に問い合わせを行いましたところ、信号の設定変更等については富士吉田署では判断しかねるため、県警本部での対応となりますとの返答を受けましたので、県警本部交通規制課へご意見を伺いましたところ、まず、当該区間の夏場などの行楽シーズンにおける車両通行量が、既存の道路の許容範囲を超えてしまっていることが渋滞の要因であり、信号の設定変更だけで解消され

るのは難しく、渋滞解消には車線の増などの道路改良が考えられるが、時期により交通量の差が著しいため、国交省の対応が求められますと。県警としても、当該区間の渋滞は懸念しており、渋滞を少しでも緩和させるため、現在当該区間の4ヶ所とも国道通行車両を優先にした感応式にしており、さらに時期や時間帯によって反応時間や開閉時間を随時調整し、最適な設定にしていますとの返答を受けました。

また、要望書の提出につきましては、ご質問の件を踏まえ、その他有効な渋滞解消策がないものかを含めて検討したいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 7番、渡邊明雄。

大変ありがとうございました。

以上です。

議長（三浦利雄君） 続いて、AEDの設置と活用についての質問を許します。

7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 7番、渡邊明雄。

この前、防災の日にみんなで出て勉強させてもらったんですけども、煙を吸うのを初めて体験したんですが、ここでちょっとご質問したいんですけども、防災について、これをやることは非常に素晴らしいんですけども、この前、サッカーの選手がなんか心臓の強い人が亡くなってしまったというような経緯がありました。そのAEDというものがあれば助かったというようなニュースを聞きましたので、鳴沢村でもAEDを設置してあるようなんですけども、実際にどの施設にどのくらいのものがあるのか。それと、その使い方を消防経験の分団長さ

んとか知っていると思うんですけれども、我々もそういう役職をしている中で、教えてくれるような講習会でもしていただければありがたいなと思うんですけれども、そこら辺をひとつお願いします。

議長（三浦利雄君） 総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 渡邊明雄議員の質問についてお答えします。

現在、AEDは役場庁舎や小学校、道の駅など9ヶ所の公共施設に設置しています。AEDの取り扱いについてですが、役場職員やクリエーションパーク指定管理者職員などは、各施設ごとに行っているAEDの講習会に参加しています。

第1回富士・鳴沢紅葉ロードレース大会実施に当たり、日本各地でも同様のイベントでAEDを必要とする症状に陥った事例が発生していることから、当村でもコース内を巡回する消防団員を対象に、昨年9月22日に保健センターで講習会を実施しました。今年度は5月20日に総合センターで役場職員、消防団員、体育指導委員、防災ボランティア等を対象に講習会を実施し、普通救命講習修了証を取得していただいております。

ロードレース大会当日には、国士舘大学救護班員2人1組20人がAEDを合計で10基持って、割り当てられたコースを自転車で巡回し、緊急時の対応をすることになっています。

防災訓練中の講演としても有意義ではあるかと思いますが、教える消防署員の人員数や普通救命講習は所要時間が3時間になり、時間的な制約もありますので、今後検討させていただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） いろいろとありがとうございます。

今後もそういう講習会等を開いてやっていただけるようにお願いいたします。ありがとうございました。

議長（三浦利雄君） 続いて、鳴沢村第1区紅葉台地区の土地の有効活用についての質問を許します。

7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 7番、渡邊明雄。

これは鳴沢村の区有地の問題ですので、村長にお願いしても難しいかもしれませんが、当時の区長さんのお話なんですが、村との契約もある、それはどういう契約かといったら、食糧増産というような、一部これは違うというようなお話で茅とか牧草ですか、そういうものを村の産業というか、屋根にするものですか、そういうものを村の産業とか、屋根にするものですか、それを活用するようなことで村から借り受けている、それを住民に又貸ししているというようなことを聞いたことがあるんですけども、今の時代を考えてみますと、山梨県なんかでも広いところで太陽光パネルの設置なんかも進めているような状況もありますし、あるいは、この地域でも何でも企業誘致かなんかのそれも非常にいい土地なんですけれども、ここら辺の土地の基本的な考え方を、村は関係ないよということなんですか、それとも第一区の人たちが考えることだから、特に関係ないよということなのか、あるいは村としても、何かそういう処理費はともかくとして、利用方法を改めてもうちちょっとこう使ったらいいんじゃないかなというようなご指導みたいなものがいただけるのか。これは非常に難しい問題だと思うんですけども、これは村長にひとつ思われたことを教えていただければありがたいんですけども。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊明雄議員の質問にお答えさせていただきますけれども、紅葉台地区というのは焼間のことではないかと

と思いますが、これは明雄議員もご存じのように、前は茅場として使用していましたが、昭和8年に食糧増産ということで畑にするということで、各小作人に貸し付けました。これが永小作権の設定になって、これが基本になっているとっております。私は。それでこの永小作権というものですが、法的には自治法上の慣行権といたしまして、借りているほうが強いわけです。これが言ってみればそのままの状態じゃなくて、これを地上権だけ売買して鳴沢の1区の人でないと、こういうものはあたってある点多々あるかと思えます。

こういうことになると、また大変難しい問題が出てくるんじゃないかと思っております。また、このほかの1区の土地も村で借りている土地もあります。そんなことを含めると、これはもう村では1区、2区の土地を承認して地代を払っているという考えが成り立つわけでございます。そうすると、またこれを区のものにするのか、村のものにするのかというのは裁判上の問題も出てこようかと考えております。

そんなことで土地有効利用と申しまして、太陽光という案もありますが、この太陽光は言ってみれば、あそこの国道の両サイド100メートルは第二種自然公園法、あと北側は第三種自然公園法といろいろのそういう網もかかっておりますので、難しい状況ではないかなと考えております。広い土地ではあります、これを全体的に何かに活用するというような方策は、ちょっとできないじゃないかと思っております。

言ってみれば、1区の議員さん方もおりますので、この点をぜひ勉強してもらったり、教えてもらったりしながら、区、村とよくなればいいことですので、ぜひこれは検討、またご協力、ご指導をお願いしたいと思っております。

以上で答弁にはなりませんけれども、本当に難しい件でありま

すので、ご理解のほどをお願いしたいと思っております。

議長（三浦利雄君） 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 7番、渡邊明雄。

ありがとうございました。今後とも1区の議員さんなどいろいろな勉強していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（三浦利雄君） これにて渡邊明雄君の一般質問を終わります。

次に、渡辺久男君からの税の不公平についての質問を許します。

4番 渡辺久男君。

4番（渡辺久男君） 4番、渡辺久男。

これもまた難しい問題だと思っておりますけれども、前丸尾地域の税の不公平について、村長さんにお伺いいたします。

前に一般質問の答弁のときに、前丸尾地区は税が不公平であるから、何とか改革したいとの意見を聞いております。私も今の総務課長が税務課長のときに、同じように税が不公平だと思うがどうですかと聞いたら、やはり不公平であると思うと返事をいただきました。

そこで、改革に向かつての今の進捗状況をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡辺久男議員の質問にお答えします。

平成21年度第4回定例会において、焼間の件で質問を受け答弁いたしました。前丸尾地区の土地につきましては、焼間と同じ第1区の登記ができないうえに、鳴沢村名義になっておりますが、実質的には第1区の所有地であります。

前丸尾の土地は第1区の住民に対して区が貸し付けを行い、小作料を徴収している状況です。貸付名義人、貸付料等につきましては、第1区が管理しておるため、村への情報提供がありま

せんので、貸付名義人、貸付料等については知るよしもございません。

渡辺久男議員からの税の不公平についてという質問であります。所有者は第1区でありますので、非課税措置をとっております。また、借りている方が土地の税金を払わずに利用していることに対しての不公平感があると思っております。私も同様に思いまして、いろいろ調べさせていただきましたが、貸付人に対して固定資産税を課税することは税法上できないわけがあります。現状の賃貸借関係を存続する以上、課税はできません。第1区においては固定資産税に準ずる小作料を徴収しているのではないかと思われませんが、内容についてもわかりません。

固定資産税を徴収するには土地の払い下げを行い、個人への所有権登記が必要不可欠になります。払い下げを行うには、先ほどの焼間と同じ借受小作人との利害関係の調整等、非常に難しい問題が発生することが予想されるわけです。

また、このようなことで私もそのままの状態になってしまったわけですが、この問題を解決しながら払い下げを行うには、第1区の役員だけでは非常に困難であろうと思っております。また、法律に精通した専門的な業者に委託しなければ払い下げ行為はできないのではないかと考えております。払い下げにより民地となったあかつきには、固定資産税を課税することができ、村の税収向上につながるわけですが、村としては第1区に払い下げを進めていただきたいという考えをお願いするだけであります。

先ほどの焼間と同じ第1区選出議員の方々も、第1区役員と協議を行い、今後焼間、前丸尾などを管理していく方向性を打ち出してもらえれば、村としてもありがたく思っておるところでございますので、ぜひご協力、ご指導のほどをお願いしたいと

思っております。

以上で、これも答弁にはならないと思いますが、このような状況でありますので、ご理解のほどをお願いします。

議長（三浦利雄君） 渡辺久男君。

4番（渡辺久男君） やはり難しい問題で、私もそう思いますけれども、あれは村の名義になっているわけですから、村で1区のほうへ払い下げて、そういう対処をしていかなければ、それで村だけじゃなくて、さっき村長さんのお答えにもありましたが、1区だけではどうにも進まないと思います。ですから、村長さんが言うように、個人に払い下げるのが一番いいわけですが、第1段階として村が1区のほうへ払い下げをして、そうすると否応なく税金はかかってくるわけですから、極端な話、ただでやってもいいように思いますので、そういうことからいろいろ検討していただきたいと思います。

いつまでたっても、このままでは今の状態も進まないと思いますので、それで1区のほうも区長さんをはじめ、やはり先ほどのお答えと同じように、区だけではどうこう対応できないから、村の力を借りたいということをよく私は聞きましたので、そんなことでよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

議長（三浦利雄君） これにて渡辺久男君の一般質問を終わります。

次に、小林昭一君からの子宮頸がん等ワクチン接種についての質問を許します。

2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 2番、小林昭一。

子宮頸がん等ワクチン接種についてお尋ねをいたします。

平成22年度、平成23年度、補助金もあり、ワクチン接種を行っておりますが、中には若い人で対象年齢の除外者がありま

す。補助対象外の人にも村費での補助は考えられますでしょうか。以上、福祉保健課長、答弁をお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） 小林昭一議員のご質問についてお答えいたします。

平成22年の6月定例会におきまして、子宮頸がん予防ワクチン接種促進事業、平成23年1月に専決処分させていただきました子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を実施し、平成23年度は中学1年から3年、高校1年生と高校2年生の一部の生徒を対象に事業を実施しております。

子宮頸がんワクチンは、子宮頸がんの原因として最も多く報告されているタイプのHPV感染を防ぐワクチンであります。HPVのタイプは100以上確認されており、高リスクタイプが15タイプあります。ワクチンの効果として、現在の2価ワクチンは16・18型に、補助事業として9月15日から承認された4価ワクチンは、6型・11型・16型・18型に効果があるとされています。子宮頸がんのうち16・18型が60から70%を占め、残りの30から40%はほかのタイプのHPVになり、ワクチンとしての効果は期待できません。

接種年齢につきましては、性交渉のない小学6年生から高校1年生くらいが理想とされており、感染した場合でも約90%は自然治癒されます。

また、ワクチンの効果としては、感染を防ぐもので、治療薬としての効果があるものではありません。接種費用もほかのワクチンに比べ1回1万5,000円と高価で、3回接種する必要があります。平成22年度、23年度は補助事業として事業を実施しておりますが、24年度以降は補助の交付は未定となっております。

村としましては、これらのことを踏まえまして、現在実施している年齢で継続し、平成24年度からは、中学1年生での接種で固定化していきたいと考えております。

また、ワクチンを接種したからといってすべてのHPVに感染しないということはありませんので、ワクチン接種後も二十歳を過ぎたら定期的に健診をする必要があります。医療機関による子宮頸がんの個別健診と人間ドックによる健診を継続し、早期発見ができることにより治療することもできますので、健診の重要性を再認識してもらえよう啓発に努めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 2番、小林昭一。

お答えありがとうございます。

村の住民ということもありますし、健康に優しい村という内容の中でも、もし予算がとれれば対象外の人にもアンケート等をとっていただき、希望者があればワクチンを全部でなくても補助という形であれば、ある程度接種者もふえると思うので、そのへんのご検討をいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（三浦利雄君） 続いて、入りの棚地区中山間地域総合整備事業についての質問を許します。

2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 2番、小林昭一。

入りの棚地区中山間地域総合整備事業についてお尋ねをいたします。

入りの棚地区中山間地域総合整備事業の防災、砂防計画についてお尋ねをいたします。

平成20年5月の第1回説明時に、富士東部農務事務所よりご説明をいただきました。

当時、住民の質問の中で土石流溪流区域だし、過去に土砂が住宅に流れ込んだこともあるので、防災に気をつけて計画をしていただきたいという要望がありました。どのような防災計画を基本に設計、施工をなさっているか教えてください。近くの大田和入沢の河川の整備計画についても併せて教えてください。

議長（三浦利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） それでは、小林昭一議員の入りの棚地区圃場整備に対する防災面と入沢の整備の質問にお答えします。

お手元のほうに排水流域図というものと流域系統模式図というのを置かせていただきました。それを含めてご説明させていただきます。

山梨県土地改良連合会のほうに確認しました。入りの棚圃場地内の排水は圃場地内と圃場地区外、裏山南側斜面の一部の範囲を考慮して決定しました。

排水流域図のほうの右のほうの茶色と緑色、青色、これらが流域となるという想定のようなようです。そのほかのものについては、入りの沢に傾斜的には流れ落ちるといったことのようにあります。

裏山から流入を調査した結果、先ほどの話ですけれども、圃場外からの流入の影響地域は、この3ヶ所の4.76ヘクタールでありました。降雨の影響地域は、圃場外の山林4.76ヘクタール、圃場内の畑2.62ヘクタール、道路0.35ヘクタールの合計7.73ヘクタールに対して想定しております。

お手元に配布した排水流域図・流域系統模式図により説明いたします。

A3の横のものであります。左側のほうが上流側、西側になります。右側が大田和の集落東側ということになります。圃場は

東西に上部・中部・下部の3区画に分けて、縦のラインが入っています、道が入っていますけれども、一番左側上のほう、真ん中、右というふうに3つに分かれております。

もう1枚のA4の排水流域図というものを見ていただいて、下のほうに排水のイメージが色分けしてありますけれども、ピンク色が上部区域で裏山1.11ヘクタールと畑の0.7ヘクタールと道路0.12ヘクタールの合計の1.93ヘクタール分を入沢へ流します。真ん中のブルーが中部区域の裏山の3.65ヘクタールと畑地の1.36ヘクタール、道路の0.23ヘクタールの計5.24ヘクタール分を入沢へ同じように流します。

最後に、イエローの一番下の区域ですけれども、畑の部分0.56ヘクタールを集落道の側溝へ流す計画であります。

排水路断面決定の基礎となる計画排水量の降雨強度は、河口湖測候所の10年確率、時間雨量で60ミリを採用し、排水路の規格を上部区域の300×300の口径から、中部区域の600×700の口径としております。流末になる大田和入沢流路工流量計算は、河口湖測候所の50年確率、時間雨量で130ミリで計算したものであります。

農地からの排水が下流に被害を及ぼさないよう、排水計画を立てているとの土地改良連合会の報告であります。

次に、入沢の整備につきましてお答えします。

ご存じのとおり、入沢は山梨県で治山事業を行ったもので、維持管理も山梨県で行うものであります。本年6月に毎年行う山地パトロールをお願いし、現地を確認していただきました。

土砂の撤去には、平成24年度の実施を予定しているとの富士東部林務事務所治山林道課からの回答をいただいているところであります。

また、鳴沢地区の臼田和地区の南沢、それから春日神社西の水
上西原沢なども、同様に山梨県の治山事業でえん堤をつくった
ものでありますので、維持管理についても、こちらもお願いし
たいと思ってパトロールのお願いをしてあるところであります。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 2番、小林昭一。

詳しい資料、ありがとうございます。

今回の入沢地区の整備計画の排水路図、入沢の河川に放流とい
うふうな形になっておるようではすけれども、恐らく50年間の
データをもとに入沢地区の河川をつくられたとのことではすけれ
ども、今度の入りの棚地区の側溝の雨水等を、この入沢の河川
を通るわけではすけれども、その辺の流量について満足はしてい
ると思うんですけれども、その辺も少し心配があるような気が
します。

入沢地区、鳴沢村だけでなく、鳴沢村の事業ではありますけれ
ども、大田和地区の地権者だけでなく、地域住民第2区の方を、
また集めていただいて、県のほうから今の工事の進捗状況とか
設計の根拠なんかもぜひ説明していただければ、このような時
代で災害が結構多発しているということもありますので、地域
の皆さんに納得、安心ができるような、また説明会を開いてい
ただければと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（三浦利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 土地改良連合会のほうが設計、コンサル
のほうに委託しておるんですけれども、そちらのほうで専門的
な資料はうちのほうでいただいてあるんですけれども、入沢に
流すに当たって、設計上は2割の余裕を見ました。その水位の
一番上がったところで断面積を書いてあるんですけれども、そ

れである程度の余裕高はその2割、先ほど言いました50年確率のその降雨量であったとしても、2割の余裕を見て設計は組んだ。さらに、実際にはそうであっても一番のオーバーフローするところまでは、まだ余裕があるという報告、数値的なことはいただいてあるんです。ただ、これはやはり想定外ということもありますので、その辺については入りの棚の圃場の区域には換地委員さんもいらっしゃいますので、そちらのほうとも相談して、地域の方々にそれなりの安心感を与えるために説明等も必要かなとは思っていますので、また、それは農務事務所含めて地域の方にも、換地委員さんも含めて検討していただいて、そういうことで必要があればやっていきたいと考えております。

以上です。

議長（三浦利雄君） 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 2番、小林昭一。

ありがとうございます。

ぜひ前向きに地域の皆さんに親切なご説明をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

議長（三浦利雄君） これにて小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、小林利雄君からの少子化対策に村営宅地をについての質問を許します。

3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 3番、小林利雄。

村長さんに少子化対策に村営宅地をつくることをお願いいたします。

9月3日の鳴沢村保育所運動会を拝見して、以前と比べて見る人も参加園児も随分少なくなったと思いました。平成13年鳴沢村の人口は3,012人、世帯数936軒、平成23年4月1日現在、人口は3,164人、世帯数1146、10年間で

人口は152人ふえて、世帯数は210軒ふえております。鳴沢村でも過疎化が進んでいることがわかります。生まれた人数は平成18年26人、19年も26人、20年には21人、21年24人、22年には20人と少なくなっております。世帯数、人口がふえているのは、主に別荘に永住する人がふえていると思われます。人口はふえても若い人はふえておりません。鳴沢村は自然が豊かで交通便もよく、富士河口湖町、富士吉田市より地価が安く、住みやすいと思ひます。

少子・高齢化は鳴沢村でも例外ではありません。今の若い人は結婚すると親と別れて生活する人が多くなっております。

新潟県弥彦村は日本で唯一、村営競輪場がある村ですが、若い人が村外に出て暮らすのを防ぐため、村営宅地をつくり徐々に人口がふえてきたそうです。宅地は売れてしまうとランニングコストはかかりません。固定資産税も入るし人口もふえます。鳴沢村の人はもとより富士河口湖町や富士吉田市も若い人に鳴沢村に住んでもらえるように、鳴沢村で宅地を造成して、特に若い人には安く販売することを願ひします。村長さんの考えを伺ひます。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員さんの質問にお答えいたします。

本当に少子・高齢化で人口はふえているけれども、別荘地に定年退職した方がふえている状況だと私も感じております。そんな中で村営宅地の造成、販売についてというようなご質問であります。ご存じのように村有地は別荘地とか企業誘致地帯でありまして、村中、また小学校、保育園に近いところは村有地がありません。そうすると土地を求めて宅地造成しなければと考へております。そんなことで土地を取得して分譲、開発する費用対効果等もありますので、この土地を求めて開発しても近

隣より安くできるかという懸念もありますので、先進地、また近隣の状況を調査した上で検討していきたいと考えております。

有効な質問、ありがとうございました。

以上で、これも答弁になりませんが、答弁にかえさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 3番、小林利雄。

若い人たちが村にふえないことには、村の将来はありません。ともかくにも耕作放棄地とか別荘のほうも、工場誘致のほうも、工場も余り来る様子がないですが、そういうところも活用できたらぜひ活用して、若い人が来る政策をお願いいたします。以上です。

議長（三浦利雄君） 続いて、防災対策についての質問を許します。

3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 3番、小林利雄。

振興課長に防災対策についてお伺いいたします。

鳴沢村では、8月28日日曜日、村民を対象に防災訓練を実施して防災意識は高まっていることと思います。記録的な大雨をもたらした台風12号による大雨の影響で、和歌山県、奈良県、県内では大月市七保町瀬戸の山中で深層崩壊と呼ばれる大規模な土砂崩落が発生しました。

山日新聞の報道によりますと、山梨県内では東部地域や峡南地域を中心に土砂崩落が相次ぎ、150ヶ所以上にわたり自衛隊は再発防止に向けた対応に着手し、専門家はハザードマップの活用や事前準備の必要性を指摘しております。最近の台風は大型化して、想定外の大雨が降ります。鳴沢村の山は大月の山とは地質が異なると思いますが、専門家による調査等、ふだんから備えておいたほうがよいと思いますが、いかがですか。

議長（三浦利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 小林利雄議員の深層崩壊による土砂崩落に対する事前調査についてのご質問にお答えいたします。

まず、深層崩壊というのは山崩れ・がけ崩れなどの斜面崩壊のうち、滑り面が2メートルよりも深部で発生し、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊となる比較的規模の大きな崩壊現象のこのようであります。

深層崩壊の調査は、国土交通省河川局砂防部所管の独立行政法人土木研究所が明治期の1868年以降に発生した深層崩壊を調査したところ、隆起量が大きい地域や特定の地質に分類される地域が多いことがわかり、これらの結果から作成した深層崩壊推定頻度マップに基づき、深層崩壊の頻度が特に高いと推定される地域を中心に、さらに調査を実施するようであります。

このマップと相対的な発生頻度の特に高い、高い、低い、特に低いの4段階で、このマップによりますとそういう4段階の分類をしております。鳴沢村は頻度が低いとされております。

参考のために大月市の周辺地域は、特に高い地域になっております。

治山の観点から、富士東部林務環境事務所に確認したところ、山梨県全体の航空写真、地形図、出版されている地質図をもとに、山が急峻で下流に人家のある地域を特定し、えん堤工事、土止め、緑化工事などで手当をする考えのようですが、山梨県全体から見ると、鳴沢村などの富士北麓地域よりも南アルプス市などのより急峻な地域を考えているようであります。

深層崩壊とは別のがけ崩れ、土石流、地すべりなどの表層崩壊は、山梨県で鳴沢村管内を平成20年度から平成22年度にかけて警戒区域、特別警戒区域の範囲を決定する基礎調査を行いました。

この基礎調査は土砂災害防止法第4条に定められている調査で、土砂災害によって被害を受けるおそれのある土地に対して、地形・地質・降水等の調査、土砂災害の発生が予想される地区において、土砂が到達すると予想される範囲、土砂災害の発生が予想される地区における土地の利用状況の調査を行いました。

この基礎調査に基づき、山梨県は鳴沢村管内において平成23年7月11日までに急傾斜地の崩壊として警戒区域を21区域、このうち特別警戒区域を18区域指定し、土石流として警戒区域を20区域、このうち特別警戒区域を18区域指定し告示しました。

エリア別では、足和田山方面は急傾斜地の崩壊の警戒区域が18区域、うち特別区域がすべて18区域とされており、土石流の警戒区域が12区域、うち特別警戒区域が11区域とされています。

また、富士山方面は急傾斜地の崩壊警戒区域が3区域とされており、土石流の警戒区域が8区域、うち特別警戒区域が7区域とされています。現在、この告示を踏まえて鳴沢村地域防災計画の見直しを検討しているところであります。

住民への周知につきましては、山梨県のホームページにこの指定状況が掲載されておりますけれども、村民の方がより理解され、また行動がとりやすいように避難所、避難路を含めたもので、平成24年度の社会資本整備総合交付金を使いまして、土砂災害等のハザードマップを作成し、これらの調査したものを記載した地図を全戸に配布するよう交付金申請を現在上げているところであります。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 間もなく午後5時となりますが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

答弁に対して、小林利雄君。

3番（小林利雄君） 3番、小林利雄。

最近、日本では想定外の大きな災害が発生しております。転ばぬ先の杖ということわざもございます。念には念を入れた備えをお願いいたしまして、質問を終了します。

議長（三浦利雄君） これにて小林利雄君の一般質問を終わります。

次に、佐藤博水君からの村営住宅の建設計画についての質問を許します。

1番 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） 1番、佐藤博水です。

村営住宅の建設計画について、村長さんにお伺いいたします。

近年、若者は鳴沢村を離れて都内や神奈川、千葉県等首都圏へ就職も多く、鳴沢村の高齢化社会を助長する原因の一つになっていると思われれます。

近隣に就職を希望する企業等が少なく、また、雇用状況も非常に厳しいということも一因と思いますが、住宅の問題もあるのではないかと考えております。若くしてマイホームを建設することは大変困難な状況にあります。先に実施された村づくりに関する住民意識調査では、整備してほしい施設として、村営住宅と答えた人が12.2%、希望の高い順から8番目でした。遊休村有地に村営住宅を建設し、若者の定住を援助していくことが必要であると考えますが、お考えをお伺いいたします。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤博水議員の質問にお答えいたします。

私も以前は県営住宅か雇用促進住宅があればいいかと考えていろいろ聞いてみましたら、今はそのような制度はなく、村営住宅しかないというようなことでもあります。先ほどの小林利雄議員さんからの宅地の件も同じですが、村営住宅を建設する場所

には居住者の利便性を考慮しますと、役場、保育所、小学校などの施設から遠くならないような場所が望ましいと考えております。これも現在、建設用地として適した村有地がありませんので、用地確保が課題になろうかと思っております。

また、建設費も多額になると予想されます。村営住宅の建設は鳴沢村において、定住者の確保や若者が村から転出してしまうことを抑制する有効な手段であると思えます。

しかし、先ほど述べましたように、用地確保の問題や建設費の面など、いろいろな問題を抱えております。それらを一つ一つ解決していけるよう検討しながら、段階的に計画的な取り組みを今後検討していきたいと考えておりますが、何せご存じのとおり、私も来年2月が任期でありますので、それ以降のことは申し上げられませんので、この辺で答弁にかえさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長（三浦利雄君） 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） 1番、佐藤博水。

鳴沢村有地については、別荘地のところに小さい村有地もあるかと思えますが、今の時期だと車でも移動できるし、そう難しいことではないかなという気がします。ぜひ一戸建ても確かに経費がかかって大変なわけですが、経費のかからないような施設というようなことで、そういうところへ1戸1戸建てていただければ、若者が大学を卒業した後、就職する際に、村営住宅があるからということで、鳴沢村へ帰郷しようと考えてくれるのではないかなと、このようにも思うわけでございます。

さらに、本村の高齢化を抑え、さらに地域住民の命や財産を守ってくれる消防団員を初めとするさまざまな自治的役割、これ

らについても理解を示していただける、このように考えております。ぜひ、難しい問題だと思えますけれども、本村の活性化、また活力ある地域社会の創造性、これが図られることを確信いたしますので、前向きに対応をお願いしたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 別荘地内の土地という質問もありましたけれども、これはありますけれども、通学とかあれには支障はないわけですが、その別荘、別荘の管理費がかかってくるわけで、それが問題点もありますので、よく検討させていただきたいと考えております。

議長（三浦利雄君） 佐藤博水君。

1 番（佐藤博水君） 1 番、佐藤博水。

ぜひ、よろしく前向きな検討をお願いいたしたいと、かように思います。

議長（三浦利雄君） 続いて、食育政策についての質問を許します。

1 番 佐藤博水君。

1 番（佐藤博水君） 1 番、佐藤博水。

鳴沢村の幼児・児童・生徒の日常生活上の食育生活について、福祉保健課長に伺います。

近年、夫婦共働き等により朝から急がしく、子どもが一人で朝食を食べる孤食、あるいは欠食といった状況も多く、平日の夕食も学習塾等の関係でレトルト食品での食事で済ますという報道をよく耳にします。

児童・生徒にとって成長過程での大変重要な時期であり、適切な食育の指導が最も重要であると思えます。家庭内における食育指導や食生活改善推進員による親子対象の食育教室、各世代に応じた適切な食生活のアドバイスが望まれると考えますが、

いかがお考えでしょうか、よろしくお願いたします。

議長（三浦利雄君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） 佐藤博水議員のご質問につきましてお答えいたします。

村では、今年3月に鳴沢村食育推進計画を策定しました。計画を立てるに当たり、児童・生徒に関しましては小・中学校の栄養士・養護教諭と連携をとり、食事調査結果やデータを提供していただいた上で、現状や現在実施している事業、今後の方向性を出しています。

計画の中には、妊娠期・乳児・幼児・保育所・小学校・中学校・成人・高齢者・家族・地域のライフサイクルに分け、現状・課題、現在実施している事業、今後の方向性が示されています。

母親や家族の食習慣が子どもの食習慣につながることを周知するため、妊婦さんと乳児の保護者を対象に、子どもの離乳食だけでなく妊婦への食事指導も含めた離乳食教室の開催や、乳幼児健診時には保護者からおすすめ離乳食と手づくりおやつを集め、簡単手づくりレシピ集を作成する予定となっております。

幼児健診の間診からは、食事のときにテレビがついている、むら食いが目立つ、牛乳を飲まない子などの回答があり、健診時の個別指導で家族とのコミュニケーションを図るよう、食事中はテレビを消し食事に集中できる環境をつくる、牛乳の栄養素、子どものおやつは食事の一環なので、手づくりの必要性などを知らせています。

さらに、乳幼児対象のちびっこサロンでは、保健師が地産地消や食文化の伝承を目的に村の食材を取り入れ、季節の行事に合わせて食育を行っています。

保育所では、給食だよりや紙芝居などの食育媒体を使用し、家

庭と保育所で連携をとりながら、食に関する正しい習慣を身につけていけるようにしています。

また、教育ファームの取り組みとして、ジャガイモ、トウモロコシ、キュウリなどを栽培・収穫、農業体験も行っています。収穫した野菜は、給食に取り入れたり、年長児の年5回開催するクッキング教室で使用します。年長児三世代交流では、食生活改善推進員の協力をいただいての料理づくり、親子クッキング教室では料理をつくりながら食べ物クイズや紙芝居をしています。今後も村の伝統行事や郷土食、村でとれた食材を園児や保護者に周知し、家庭と連携をとりながら食育に取り組み、さらに年1回実施している全園児対象の食事調査の結果をもとに食育指導を行っていきたいと考えております。

また、小学校においては、食に関する指導の計画を作成し、全教職員で指導に取り組み、健康や食に関する食材の活用や栽培活動など、食との関連についての指導を行っています。そのほか偏食・肥満・痩身・食物アレルギー等に対して個別指導も実施しています。

地域での取り組みでは、青少年育成会事業でのカレーづくり、高齢者との交流では3・4年生が村の食材で調理したものを高齢者と食事を共にし、昔の生活の様子や昔ながらの食事について聞く機会をつくっているほか、1年生を対象に、老人クラブ有志・保護者役員等で三世代ヨモギまんじゅうづくりの体験をしています。

冬休みに開催する子ども料理教室では、食生活改善推進員の指導で調理の基本・村の食材や料理を学んだり、自分のつくった料理を食べることの楽しさを知ってもらう機会となっています。

中学校においては、毎日行なわれる残食量調査によると、中1・中2の残食は少ないですが、中3はダイエット目的か、女

子の牛乳残量や残食が多い結果があります。

給食は、J A北富士と連携し、町でとれる食材や県産物を積極的に利用しています。そのほか技術家庭や保健体育の授業で食に関する教育を実施しています。

給食だより等を利用し、生活習慣や食習慣の乱れと健康とのかかわりについて子どもたちに正しい知識を伝え、さらに家庭へも食の大切さを啓発するとともに、義務教育の終了である卒業に向けて食事を自分で上手に選び、食べる力を身につけるよう食育指導を行う必要があります。

今後も保育所・小学校・中学校の食事調査や住民健診の結果などで実態を把握し、関係機関と連携をとりながら地域の実態に合った食育を進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 佐藤博水君。

1 番（佐藤博水君） 1 番、佐藤博水。

いろいろな事業をしていただいて、本当にありがとうございます。

しかし、先日、運動会シーズンでございました。甲府のある小学校で熱射病で何人もの方が具合悪くなったということでした。時間的には朝の9時ごろということを知っています。そして、その子どもたちに朝食を食べてきたかと聞きましたら、何とほとんどの方が食べてこないというような結果が出たそうであります。

ぜひ、事業等ではいろいろ食育をしていただくわけですが、アンケート等をとって孤食や欠食がないようにということでご指導をお願いしたいと、このように思います。いろいろの事業にわたりましてよろしく申し上げます。

議長（三浦利雄君） 続いて、児童・生徒体力低下の歯止め方策・肥満の減少対策についての質問を許します。

1 番 佐藤博水君。

1 番（佐藤博水君） 1 番、佐藤博水。

児童・生徒の体力低下についての歯止め方策、また肥満率並びに肥満減少対策について教育長にお伺いいたします。

文部科学省では、毎年全国の児童・生徒の体力テストを実施し、現状把握等の調査と啓蒙を行っておりますが、近年、子どもの体力は運動する子としない子とで二極化し、しない子どもの体力は下降を続け、20年前と比較して最低の水準を推移しております。

山梨県の子どもたちの体力は全国平均を下回っており、将来が大変危惧されているところでございます。来月には国民を挙げて体力づくりを向上させる施策として、体育の日が設定されており、全国各地で多彩なイベントが予定され、毎年体育の日に合わせてマスコミから国民の体力テストの結果が報道されており、今回も児童・生徒の体力は恐らく低い水準であると推測されます。

平成23年6月24日公布のスポーツ基本法の前文には、スポーツは時代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重し、これと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力をはぐくむ等、人格の形成に大きく影響を及ぼすとあります。この基本法を受け、本村の児童・生徒、この若い人の現状、そしてその向上対策としてどのように取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

また、近年、テレビゲーム等の普及や外で遊ぶ機会の減少によって起因すると思われる運動不足、高カロリーな食事、スナック菓子類の過摂取等により、全国的に肥満の児童・生徒が増大

傾向であるように言われています。本村における児童・生徒の現状はいかがでしょうか。

また、肥満児への対応、それから肥満児を減少させる対策としての取り組み、実施方法等をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 佐藤博水議員のご質問にお答えをいたします。

鳴沢小学校児童の昨年度実施した8種目によるスポーツテストの各学年男女別の平均を山梨県、それから全国平均と比較してみると、体力について県平均と比較した場合、男女または学年によっても差がありますが、全体としての傾向は握力、上体起こし、ボール投げ、立ち幅跳びなどの筋力を測る種目については、県平均と比較して鳴沢小の児童は比較的良い傾向にあります。

その反面、長座体前屈、反復横飛び、シャトルランなどの種目は課題が多く、持久力、敏捷性、柔軟性等に課題があるといえます。特に、持久力は一番の課題であるといえます。

体力向上対策の取り組みについてですが、平成23年度、健康・体力づくり一校一実践運動の実践計画を見ますと、全校体育でストレッチ、縄跳びに組み込み、体力向上に向けての関心を高めながら、持久力・総合体力・縄跳びの操作技術を高めていく。さらに、全校体育の場以外でも、ロング休みに縄跳びを行う場を設けて、友達同士で楽しみながら運動ができる、そういう環境を整備していくという計画のもとに、具体的な取り組みとして、1点目としては縄跳び進級表というものをつくって、個人目標を設定し、80%の児童が目標達成が図れるようにすると。

2点目としては、ストレッチ体操を体育の授業の準備運動でも取り組めるよう、ストレッチの基本動作を覚え、普段から取り組むことで柔軟性を養う。

それから、ロング休みに体育館を開放し、縄跳びの練習の場を提供し、短縄・長縄等さまざまな飛び方を体験させていく。また、リズム縄跳びカードというものを用意して、CDをロング休みに流すことにより、児童の練習意欲の向上につなげていると。

さらに、リズム縄跳びの練習の成果を発表する縄跳び集会、あるいはドッジボール集会、長縄集会を計画して、運動に対する興味や関心を高めていく。

以上が小学校での取り組みの状況です。

湖南中学校の生徒についてお聞きしたところ、運動能力については、山梨県及び全国平均並みである。鳴沢の生徒についても、運動能力の高い生徒もいれば、苦手な生徒もいたり、そんな状況であるということでした。

さらに、肥満率についてのご質問がありましたので、この点についてお答えいたします。

平成23年度鳴沢小学校児童の肥満度について調べた調査結果によると、肥満度が20以上30未満、これは軽度肥満児童といいますが、これが全国で12名、それから肥満度30以上50未満の児童が中度肥満児童、これが6名、それから肥満度が50以上、これは重度肥満児童、この児童が2名、合計で20名が肥満傾向の児童ということになります。

学年によって、この割合は大きく異なっております。例えば学年によっては該当児童なし、0%、それから少ない学年では5.1%、5.5%、7.4%、この4つの学年については1割に満たないということで、平均よりも少ないわけですがけれど

も、逆に学年によっては15.6%、23.6%と極端に高い比率の学年があると、こういう状況です。

この肥満減少対策についての鳴沢小学校での取り組みについてお聞きしましたが、全体への指導として、保健日より、あるいは給食日より等によって、特に夏休みや冬休み等の長期休業時には、生活面と食生活の両面から指導内容を掲載して、家庭で指導協力をしていただいていると。

それから、健康カードで学期ごとに家庭に知らせて、保護者に子どもの肥満状況を意識してもらう。

さらには、歯と口の健康づくりでかむことが肥満予防につながるということの指導も行っています。

それから、個人への指導としては、5月の家庭訪問のとき、あるいは個別懇談の折に、担任から直接保護者に話をしてもらう。それから、これは6年生ですが、血液検査をしています。そのとき一緒に小児生活習慣病検診調査票からも肥満予防の指導をしており、コレステロールや中性脂肪及び肥満度の数値の高い児童には受診勧告等をしているそうです。

それ以外にも保護者と会う機会には、そういう機会をとらえて指導をしているというお話です。

それから、湖南中学校の生徒について状況をお聞きしましたが、肥満傾向の生徒の割合を聞いたところ、1年生男子が14.85%と高く、2年生、3年生は7.7%、それから9.8%とこれが全国平均並みか、あるいは全国平均より以下というふうになっているそうです。

それから女子については、1年生は7.7と全国平均の8.92より低いのに対して、2、3年生が16.8%、あるいは16.5%と全国平均の8%を大きく上回っているそうです。今年度の鳴沢村の生徒に関しては、高度肥満がゼロ、軽度が4人、

それから中度肥満、この生徒が1人、合わせて5人ということで、昨年は大勢いたようですけれども、今年度は非常に少ないと、そんな状況だそうです。

そして、中学生の特徴として、身長の高い生徒が計算すると肥満傾向に該当しやすいというふうなこと、それから、1年生で肥満傾向の生徒も部活動などに取り組むことで体を鍛える、また、学年進行によって身長が伸びると標準に戻る、こういう生徒が多いという話がありました。それから、肥満の生徒であっても運動嫌いじゃなくて、活発に部活動等をして体重を活かしてラグビー等、そういうところへ行って活躍する生徒もいる。生徒それぞれです。そんなお話を伺いました。

以上です。

議長（三浦利雄君） 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） 1番、佐藤博水。

体力もついて、筋力は小学生についてはあるということですが、持久力、敏捷性等が低いというようなことでございます。私が前、体育を担当させてもらったときに、そういう子どもをなくそうということで、いろんな種目をしたスポーツ少年団をつくった経過があります。そして、村から大変なお金をいただいて、補助をいただいて活動しているわけですが、小学生なんかは先ほど縄跳びの進級をつくってということで、休み時間等にやっておるわけですが、やはり体力については年間を通してやったほうがいいだろうという気もするわけでございます。現在スポーツ少年団等々もあるわけですが、これらへ多くの子どもたちを加入させていただいて活動できるようにというような施策をしていただきたいと、こんなふうに思います。

また、スポーツ少年団の指導者につきましては、認定員という

制度がありまして、子どもの特徴のあることを勉強しながら指導に当たっているというようなことを日本ではそれを進めております。そういう有資格者のもとでいろんなスポーツに挑戦するということが、体力を増強させると思っています。いろんな方面で多くの子どもがそういう活動ができるように、進め方をお願いしたいと思っております。

肥満については、案外そういうものが少ないということでもちょっと安心しました。一時体力テストなんかをしたときに、肥満度の軽度あるいは中度の子どもが多いなという気がしましたので、どうしていったらいいかなということ考えていましたが、いろんな対応をしていただいて、お家の方とも相談しながら、地域でもっていろいろみんな考えていくことがいいたらうと、こんなふうに思います。

また、その体重を利用してのいろんなスポーツで活躍されているという方もございますので、一概には言えませんが、大きい目を見ていただいて、指導をお願いしたいと、このように思います。ありがとうございました。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） いろいろ今ご指摘いただきました。ありがとうございました。

全国平均と比べてということなんですけれども、全国平均そのものが2、30年前に比べるとかなり落ち込んでいる、こういう状況であります。

それから、今もお話がありましたけれども、スポ少で活躍している、運動している子が非常に運動能力が高いんですけれども、ほとんどそういう活動をしていない子は、逆に運動能力が低いというふうなことがあります。そういう底辺の拡大というか、本村におきましては、小学生ができるだけ多くスポーツ少年団

活動に参加するようというふうなことで、その辺が一つ大きな課題かなというふうに思います。

小学校での取り組みのお話もありましたけれども、実際にそれを本当に本腰というか、ただの計画では実践が何よりも大事ですから、その点も含めて、これから学校のほうへ話をしたいと思います。ありがとうございました。

議長（三浦利雄君） 続いて、防災対策についての質問を許します。

1 番 佐藤博水君。

1 番（佐藤博水君） 1 番、佐藤博水。

防災訓練関係について、総務課長に伺います。

3月11日に発生した東日本大震災、多くの被害をもたらし、原発問題を含め、復興等の見通しがいまだに立っておりませんが、我が地域も東南海地震や富士山の噴火を含め、いつ災害に遭遇してもおかしくない状況にある。このことは皆さん承知でございまして、多くの村民が関心をお持ちであるだろうと思います。

防災関係の質問が、6月定例会の一般質問でもありましたけれども、また、先月、これは防災訓練が実施されたわけですが、ほとんどの参加者にもちょっと聞きましたけれども、防災講演を除いて他のものは内容も余りよくわからないままの訓練、いわばセレモニー的なような防災訓練だ、そんな気がしますという意見がありました。

その中には、見やすいマニュアル、それから訓練の時間設定、任務の確認、訓練と本番との相違点、案内看板や誘導、それから全村民への周知徹底、安否カードも記録しましたけれども、その記載方法を拡大した案内報、それから、防災訓練の終了した後の参加者のアンケート調査による今後の対処、あるいは改善等が必要ではなかったのではないのでしょうか。

先の山日新聞に、岩手、宮城、福島、この3県の被災者870人に対して行われました面接調査で、東日本大震災時に大津波警報を知っていたかという質問を、何と58%の人が知らなかった、そう回答しています。もし、知っていれば災害をもう少し抑えることができたのではないかなと考えられます。

本村においても、すべての村民がしっかりした情報を正確に知り、行動がとれるようにすべきであると考えます。メールマガジンによって情報が配信されるようになり、私もお願いしてございますけれども、しっかりした情報を伝えたい子どもや高齢者、これらには伝わりにくい状況もあり、また、被災時には閲覧できない可能性も考えられます。防災の日はもとより、今だからできる訓練をあらゆる条件で、全村民を対象に何回も行うことが必要ではないでしょうか。

住民の中に、いざというときの避難場所を把握している村民は何人いるでしょう。迅速に対応ができるように訓練することが重要だと考えます。避難する場所や道順等のわかりやすい提示といった幼児から高齢者まで、すべての村民が避難場所を把握する手だても必要であると思います。

また、ひとり世帯には誰が声かけや避難確認をするのでしょうか。徒歩による避難が困難な人たちの配慮をどうしたらいいのでしょうか。車での避難は渋滞を引き起こし、二次災害をもたらす可能性もあります。想定外を考慮してのルールづくりや詳細な訓練が必要かと思いますが、いかがお考えでしょうか。よろしくお願いたします。

議長（三浦利雄君） 総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 佐藤博水議員の質問についてお答えします。

東日本大震災後、村民の防災意識も高まっています。村の広報

やテレビ等の各種メディアにより、普段の心構えや備蓄等についても自助が最も大切という心がけをしていただくよう周知がされております。

避難場所の把握については、全戸配布しております富士山火山防災避難マップ内に記載されており、現在、避難場所を指し示すサイン表示の設置を検討しております。ひとり世帯や高齢者の避難方法については、福祉保健課において災害時における個別支援計画を策定中であります。

ルールについては、ご存じのとおり東日本大震災後、国はもちろんのこと山梨県においても従来からの防災計画の見直しが検討されている最中であり、当村でもそれらと適合を図りながらも、また、個別具体的な事案については、次の防災計画に反映できるよう検討していく予定でいます。

訓練に関しましては、8月28日日曜日に防災訓練を実施しましたが、実際の災害時に当たっては、今回の訓練のように小学校体育館に集らず、例えば大田和公民館や山道ホールに避難するようなケースも現実的であると思われれます。

また、防災訓練のように、役場職員が避難所の設置・運営をすべて行うというのは、阪神淡路大震災や東日本大震災からも現実的に不可能な状況となっておりますので、まずは自主防災会の方々に有事の際の避難所の設置・運営方法について経験していただくことを目的に、小学校での避難訓練をさせていただいております。

今後は第1区、第2区及び各別荘地管理事務所のご理解をいただいた上で、より現実に即するよう自治会等主導の防災訓練が実施できるよう検討していきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 佐藤博水君。

1 番（佐藤博水君） 1 番、佐藤博水。

サイン表示等、今検討しているということですので、ぜひその辺もお願いしたいと思います。先ほど申し上げましたように、高齢者から小さい幼児まで、あっちへ行けばいいんだというふうにすぐに目で見てわかる。普段から目につけていれば自然に体に入ってくる、頭に入ってくるというふうな気がします。ぜひ、その辺よろしくお願いしたいと思います。

それから、次の訓練につきましては、ぜひ全村民も希望者を募っていただいて、今回のように何組と何組ということではなくて、いつ災害が起きるかわからない、今からまた起きるかもわからないわけですので、すべての人を対象に経費の関係もあるかと思いますが、そんなふうに考えていただければ非常にありがたいなど、こんなふうに思います。

今、非常に関心が高くなっているところだと思いますので、ぜひこういうときに自助という、先ほど話がございましたけれども、ぜひ自分のものは自分、自分の命は自分で守るんだ、自分の財産は自分で守るんだという考えのもとに、ぜひご指導いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

議長（三浦利雄君） 総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） ただいまの佐藤博水議員の全村民ということでしたけれども、防災無線で全村民に投げかけましたところ、まことに残念ながら数名の参加の希望があったのみでございます。また、佐藤博水議員のご指摘がありましたことに関しましては、今後の課題として取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（三浦利雄君） 佐藤博水君。

1 番（佐藤博水君） なかなか放送では集らないというのが昔からの習性だと思います。ですから、せっかく防災リーダー・副リ

一ダーが設置されておりますので、その辺の方にもお願いして呼びかけていただいて、一人でも多くの方がそういう経験を。そして、そういう訓練を身につけるということでしていただければ非常にありがたい、そのように思います。ぜひ、そんな格好でよろしくお願ひしたいと申ひます。

議長（三浦利雄君） これにて佐藤博水君の一般質問を終わります。
以上で一般質問を終わります。

◎日程第 1 1 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（三浦利雄君） 日程第 1 1、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長から、会議規則第 7 1 条第 1 項の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（三浦利雄君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第 4 1 条の規定により、整理を議長に委任されたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、今期定例会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて平成23年第3回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。
ご苦勞さまでした。

閉会 午後 5時38分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年9月21日

議会議長

署名議員

署名議員

